

## 港区職員における障害者活躍推進計画について

### 1 背景・経緯

#### (1) 障害者雇用促進法の改正（令和2年4月1日施行）

国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることなどを趣旨として、令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。）が改正されました。

#### (2) 国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画の策定義務

障害者雇用促進法の改正によって、公務部門における障害者の活躍の場を拡大するための不断の取組と自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、厚生労働大臣が定める作成指針に即して、職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」といいます。）を策定することが国及び地方公共団体に義務付けられました。

#### (3) 区の現状・課題

特別区は、昭和56年11月の特別区長会において、法定雇用率に留まらず障害者雇用率3.00%を目標とすることを決定し、障害者の採用に取り組んでいます。

令和2年6月1日現在、区の障害者雇用率は2.53%であり、公務部門における法定雇用率（2.50%）を上回っていますが、目標の障害者雇用率3.00%には達していないことが課題です。

### 2 港区職員における障害者活躍推進計画

障害者の雇用の推進と職員の障害特性や個性に応じたキャリア形成を図りながら、行政サービス向上のために持てる意欲・能力を存分に発揮し、職員の誰もが活躍できる職場環境の整備に取り組むため、「港区職員における障害者活躍推進計画」を策定します。

#### (1) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

#### (2) 目標

- ア 障害者雇用率3.00%
- イ 採用1年後の職員の定着率100%
- ウ 働きやすさの満足度67.0%

#### (3) 障害がある職員の活躍に向けた取組内容

- ア 障害がある職員の活躍を推進する体制整備
- イ 障害がある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出
- ウ 障害がある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

### 3 今後のスケジュール

令和3年4月 区ホームページで公表・周知